



読教学第 1048 号  
令和3年7月12日

読谷村立小中学校長 殿

読谷村教育委員会  
教育長 知花



### 新型コロナウイルス緊急事態宣言再延長に伴う部活動について（依頼）

沖縄県における緊急事態宣言再延長を受け、村内公立小中学校における部活動及びクラブ活動（スポーツ少年団含む）については、引き続き感染症拡大防止の観点から慎重な対応をお願いします。活動を行う場合は下記及び別紙について遵守してください。

また、7月12日から7月21日の部活動については、令和3年6月18日付け読教学第773号の対応となりますことを申し添えます。なお、下記の内容に変更がある際は、別途通知することを申し添えます。なお、今後、状況に変化があった場合は、期間の延長、対応の変更等改めて通知します。

#### 記

部活動及びクラブ活動（スポーツ少年団を含む）は、原則中止とする。但し、7月22日以降については、下記内容を遵守して実施することができることとする。

1. 7月22日から7月30日までは、平日は90分以内（早朝練習はなし）とする。
2. 土日休日及び夏季休業期間中は、2時間30分以内（準備・片付け・清掃・整備やミーティングを含む）とする。その際は、昼食を挟むことのないように時間を設定すること。
2. 緊急事態宣言期間中、県内外での合宿・遠征や県外校との練習試合・合同練習は行わないこと。
3. 緊急事態宣言期間中であっても夏季休業期間中は、県内における練習試合・合同練習は、人数制限した上で2時間以内とし、移動時を含め感染症対策を十分講じた上で実施すること。
4. 県内、県外大会やコンクールの参加については、各連盟及び各競技団体等が発出するガイドラインや大会要項等に則り、十分な連携のもと、慎重に検討し、各学校（クラブ活動 [スポーツ少年団含む] は指導者）において御判断下さい。
5. 読谷村教育委員会「読谷村立中学校における部活動等の在り方に関する方針」を基に、各学校の定める「部活動等の活動方針」に準拠すること。特に、「4 適切な休養日等の設定」については、遵守するようお願いいたします。
6. 5～6月、複数の県立学校の部活動において複数名の陽性報告があったことから、屋内かつ接触を伴う競技については、より厳格な感染対策を講ずること。

※ 上記記載の事項について厳守すること。

※ 合同チームによる部活動も上記のとおりとする。

※ 地域のスポーツクラブ等に通う児童生徒については、所属する団体のガイドラインに則り感染症対策を行うこと。

※ 児童生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないこと。

※ 活動を児童生徒だけに任せるのではなく、顧問や指導者等が実施状況を把握できる体制をとること。

※ 日時や活動内容をあらかじめ児童生徒や保護者に周知すること。（緊急時の連絡体制の構築）

※ 部活動前後に、生徒同士の飲食等を控えるよう特に指導を徹底すること。（部室、更衣室等含む）